



「大陸命第千三百八十一號」

昭和 20 (1945) 年 8 月 14 日午前 10 時 30 分、終戦に関する同月 10 日の御聖断に続き、御前会議が宮中防空壕において開始されました。会議の席上、阿南陸軍大臣及び梅津・豊田両総長は、このままポツダム宣言を受諾しては国体の護持が案じられ、継戦以て死中に活を求めるに如かず、との意見を言上しました。昭和天皇はこれら全てを聴取した後、再度、無条件でポツダム宣言を受諾する御聖断を下しました。陸軍は、この瞬間から一転、承諾必謹へと移行しました。また、昭和天皇は同日、詔書起案を命じ、万世のために太平を開かんとする、との趣旨の終戦の詔書は、15 日正午、前例のない天皇による玉音放送という形式をとり、国民に公表されました。

終戦に際し、陸軍の行動を律する統帥命令は、おおむね次の段階をとりました。8 月 15 日、大陸命第 1381 号により、大本營の企図するところは終戦の詔書の趣旨を完遂するにあり、各軍は積極進攻作戦を中止すべし、と命じ（上掲の史料、登録番号：中央-作戦指導大陸命 92）、次いで、米国政府から日本軍の戦闘行動を停止するよう要求を受けるや、16 日 16 時、大陸命第 1382 号によって全軍に対し、即時戦闘行動の停止を命令しました。しかし、この場合にあっても停戦交渉成立までの間、やむを得ない自衛のための戦闘行動はこれを妨げず、との趣旨でした。しかし、こうした余地も 18 日の大陸命第 1385 号によって、内地において 22 日の零時以降、外地においても 25 日の零時以降、停止となりました。